

各 位

社 名: 株式 会 社 ア ー ク 代表者名: 代表取締役会長兼社長 荒木 壽 ー (コード番号: 7873 東証第一部・JASDAQ) 問い合せ先: 常務取締役 土生田 充功

TEL: 06 (6260) 1801

第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ

当社は、平成23年6月23日開催の取締役会において、第三者割当によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式(総称して、以下、「本優先株式」といいます。)の発行(以下、「本優先株式発行」といいます。)について決議いたしましたので、お知らせいたします。

本優先株式発行については、平成23年3月31日に公表いたしました「企業再生支援機構によるアークへの支援決定のお知らせ」(以下、「平成23年3月31日付開示資料」といいます。)及び平成23年5月27日に公表いたしました「『企業再生支援機構によるアークへの支援決定のお知らせ』の未確定事項の一部確定及び一部変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ」(以下、「平成23年5月27日付開示資料」といいます。)においてもお知らせしておりますとおりであり、本決議は、本日、株式会社企業再生支援機構(以下、「機構」といいます。)から、当社に対する債権の買取決定及び出資決定の通知を受けたことに伴い、平成23年6月21日開催の定時株主総会において承認可決された第三者割当による募集株式の募集事項の決定についての取締役会への委任に基づき、下記のとおり、未確定であった募集事項を確定したものであります。

1. 募集の概要

(1) A 種優先株式の概要

① 払込期日	平成 23 年 8 月 25 日
② 発行新株式数	150, 000, 000 株
③ 発行価額	1 株につき金 60 円
④ 調達資金の額	9, 000, 000, 000 円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。
⑥ その他	A 種優先株式の発行に必要な議案は、平成 23 年 6 月 21 日
	開催の定時株主総会において、承認可決されております。
	また、本日付で、A 種優先株式の発行に必要な機構による
	債権の買取決定及び出資決定の通知を受けております。な
	お、A種優先株式に係る払込は、B種優先株式及びC種優先
	株式の発行並びに当該発行に係る給付が全て有効に完了し
	ていること等を条件とします。

(2) B 種優先株式の概要

① 払込期日	平成 23 年 8 月 24 日	
② 発行新株式数	23, 704, 319 株	

③ 発行価額	1 株につき金 435 円
④ 調達資金の額	B 種優先株式の発行はデット・エクイティ・スワップ (DES)
	の手法を採用するため、資金調達は行いません。なお、B
	種優先株式の発行により、当社の有利子負債が約 103 億 1
	千万円減少することとなります。また、DES の対象となる
	債権は、DESの実行時点で株式会社みずほ銀行(以下、「み
	ずほ銀行」といいます。)及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行
	(以下、「三菱東京 UFJ 銀行」といいます。) が当社に対
	して有する金融債権の一部です。
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下の者に割り当てます。
	みずほ銀行 12,315,391 株
	三菱東京 UFJ 銀行 11,388,928 株
⑥ その他	B 種優先株式の発行に必要な議案は、平成 23 年 6 月 21 日
	開催の定時株主総会において、承認可決されております。
	また、本日付で、B 種優先株式の発行に必要な機構による
	債権の買取決定及び出資決定の通知を受けております。な
	お、B 種優先株式に係る払込は、①機構による取引先金融
	機関からの債権買取りが全て有効に実行されていること、
	②平成23年3月31日付で、当社が当社子会社7社並びに
	みずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行とともに機構に対する支
	援の申込みを行った事業再生計画(その後の変更を含み、
	以下、「本事業再生計画」といいます。)に基づき、当社
	子会社7社の取引先金融機関に対する債務について当社が
	免責的に債務引受を完了していること、並びに③当社、機
	構、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行及びその他取引先金融
	機関の間で債権者間協定が有効に締結されていること等を
	条件とします。

(3) C 種優先株式の概要

① 払込期日	平成 23 年 8 月 24 日
② 発行新株式数	23, 518, 613 株
③ 発行価額	1 株につき金 435 円
④ 調達資金の額	C 種優先株式の発行は DES の手法を採用するため、資金調
	達は行いません。なお、C 種優先株式の発行により、当社
	の有利子負債は約 102 億3千万円減少することとなりま
	す。また、DES の対象となる債権は、機構がみずほ銀行及
	び三菱東京 UFJ 銀行以外の取引先金融機関から買い取った
	当社に対する金融債権の一部です。
⑤ 募集方法又は割当方法	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。

⑥ その他

C 種優先株式の発行に必要な議案は、平成 23 年 6 月 21 日 開催の定時株主総会において、承認可決されております。また、本日付で、C 種優先株式の発行に必要な機構による債権の買取決定及び出資決定の通知を受けております。なお、C 種優先株式に係る払込は、①機構による取引先金融機関からの債権買取りが全て有効に実行されていること、②本事業再生計画に基づき、当社子会社7社の取引先金融機関に対する債務について当社が免責的に債務引受を完了していること、並びに③当社、機構、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行及びその他取引先金融機関の間で債権者間協定が有効に締結されていること等を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

平成23年3月31日付開示資料の「I. 本件の目的」に記載のとおり、当社グループが持続的 に成長していくためには、グループ企業の経営管理を強化するとともに、自己資本が脆弱であり、 かつ、過大な有利子負債を負担している現状の改善が必要であります。したがって、本事業再生 計画に基づき、過剰債務の解消を図るべく、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行及び機構に対する DES (以下、「本 DES」といいます。)並びに同社らに対する債権放棄(以下、「本債権放棄」といい ます。)の要請を行うとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行 に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図るため、機構に対する A 種優先株式の 第三者割当による資金調達(以下、「本資金調達」といいます。)を行うものです。なお、下記 「5. 発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」 に記載のとおり、本優先株式発行に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込 まれますが、事業の選択と集中の徹底を基本方針とする本事業再生計画の遂行にあたっては、株 式会社企業再生支援機構法(以下、「機構法」といいます。)に基づき主務大臣の認可を受けて 設立された公的な役割を担う法人であり、かつ、事業再生の専門家である機構に当社の議決権総 数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存株主にと っても、最善の方法であると判断し、機構に対して株主総会における議決権のある A 種優先株式 を割り当てることにいたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) A 種優先株式

① 調達する資金の額

1.	払込金額の総額	9, 000, 000, 000 円
2.	発行諸費用の概算額	60, 000, 000 FI
	(内訳:登記関係費用及びアドバイザリー費用等)	60, 000, 000 円
3.	差引手取概算額	8, 940, 000, 000 円

② 調達する資金の具体的な使途

	具体的	 な使途	金額	支出予定時期
1.	国内外の更新設備投資資	 [金	45.5億円	
	国内	12.5 億円		平成 23 年 9 月~
	アジア	22.5億円		平成 24 年 3 月
	欧州	9.5億円		平成 24 平 3 月
	北米	1.0億円		
2.	構造改革費用		44.5億円	
	グループ再編資金等	27.0億円		ᄑᄷᅆᄯᇬ
(拠点集約、海外子会社整理費用等)			平成 23 年 9 月~	
	その他	17.5 億円		平成 25 年 3 月
(アドバイザリー費用、予備費等)				

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) B 種優先株式及び C 種優先株式

① 調達する資金の額

B 種優先株式及び C 種優先株式の発行は DES の手法を採用するため、資金調達は行いません。

② 調達する資金の具体的な使途

上記のとおり、資金調達は行いません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

平成23年3月31日付開示資料の「I.本件の目的」及び上記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達は本事業再生計画の一環として行われるものであり、当社グループの成長戦略及び事業再生のために必要不可欠であることから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式について、第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社(以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。)に、その株式価値の算定を依頼しました。フロンティア・マネジメントは、優先株式の一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより、当社の置かれた事業環境、当社の財務状況、金利動向、当社の普通株式の株価変動性及び流動性、本優先株式の発行条件並びに希薄化の影響等を総合的に勘案して仮定した条件の下で算定を行い、平成23年3月29日付で株式価値算定書を当社に提出いたしました。当該株式価値算定書によれば、A種優先株式の株式価値は59円~87円、B種優先株式の株式価値は28円~58円、C種優先株式の株式価値は28円~58円、C種優先株式の株式価値は28円~58円、C種優先株式の株式価値は28円~58円とされております。

当社は、各算定結果を参考にしながら、①当社グループの財務状況、業績動向及び株価動向、②当社グループが持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を更に強化した体制 (連結経営)の構築及び更なるグループ再編を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避 であること並びに③B 種優先株式及び C 種優先株式は、機構による支援手続の一環として、過剰債務の解消を図るために行われる本 DES に係る優先株式であること等のあらゆる要素を総合的かつ慎重に判断した結果、A 種優先株式の発行価額を 60 円、B 種優先株式の発行価額を 435 円、C 種優先株式の発行価額を 435 円と決定いたしました。

以上のとおり、A 種優先株式の発行価額は、上記の株式価値算定書の評価額の範囲内であり、B 種優先株式及び C 種優先株式の発行価額は、上記の株式価値算定書の評価額を大きく上回っているため、本優先株式の発行価額は会社法上特に有利な金額に該当しないと判断しておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、会社法上、特に有利な払込金額による募集とされる可能性も存すると考え、本優先株式発行については、平成23年6月21日開催の定時株主総会において、特別決議(有利発行決議)による承認を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A 種優先株式には議決権が付与されているため、A 種優先株式が発行された段階で、普通株式の議決権に約 220%の希薄化が生じることとなります。

また、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が、それぞれ付与されております。そのため、本優先株式の全てが普通株式に転換された場合、A 種優先株式は普通株式 600,000,000 株に、B 種優先株式は普通株式 71,112,957 株に、C 種優先株式は普通株式 70,555,839 株に転換され、この結果、既存の普通株式の議決権について、下表のとおり、約1,089%(A 種優先株式により約881%、B 種優先株式により約104%及び C 種優先株式により約104%)の大幅な希薄化が生じることとなります。

当社といたしましては、①本優先株式発行により、過剰債務の解消を図るとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができ、②機構の支援による本事業再生計画の実行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであり、③A種優先株式及びC種優先株式については、発行後1年後から普通株式への転換が可能とされており、また、B種優先株式については、発行後5年経過後からの転換が想定されているため、本優先株式発行により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、急激な希薄化に対する配慮がなされているものと考えております。

また、当社といたしましては、④機構は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立され公的な役割を担う法人であり、機構が当社の株式を保有することには事業面での信用力向上の効果が期待できることから、当社の株主全体の利益に資すると考えられ、他方、機構以外に割り当てられる B 種優先株式のみを見れば、その普通株式への転換に伴う希薄化率は約 104%と 300%を超えないことから、平成 23 年 3 月 31 日付開示資料及び平成 23 年 5 月 27 日付開示資料の「Ⅱ.事業再生計画の概要 2. 金融支援 (5) 既存株主への影響」に記載のとおり、株式会社東京証券取引所市場第一部(以下、「東証」といいます。)及び株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場(以下、「JASDAQ」といいます。)の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであり、引き続き、東証及び JASDAQ における当社普通株式の上場は維持されるものと考えております。

以上により、当社といたしましては、本優先株式発行は、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても合理性があるものと考えております。

		A 種優先株式	B 種優先株式	C 種優先株式	合計
34.1-14	発行新株式数	150, 000, 000株	23, 704, 319 株	23, 518, 613 株	197, 222, 932株
発行後	発行後議決権数	1, 500, 000 個	1	ı	1, 500, 000 個
+= 1/2 ///	転換後株式数	600, 000, 000株	71, 112, 957 株	70, 555, 839 株	741, 668, 796株
転換後	転換後議決権数(a)	6, 000, 000 個	711, 128 個	705, 558 個	7, 416, 686 個
現在の議決権数(注)(b)			680, 8	78 個	
潜在的な議決権の希薄化率(a/b)		約 881%	約 104%	約 104%	約 1, 089%

(注) 平成23年3月31日現在の議決権数を記載しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) A 種優先株式

```	王及九孙少	·
1.	割当先の概要	株式会社企業再生支援機構
		割当先の概要の詳細は、別紙 6-(1)をご覧下さい。
2.	割当先を選定した理由	平成 23 年 3 月 31 日付開示資料の「Ⅰ.本件の目的」及び上記「2.
		募集の目的及び理由」に記載のとおりです。
3.	割当先の保有方針	機構による A 種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づいて実
		行されるものですが、機構法第33条第3項により、機構は、経済
		情勢、当社の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から3年
		以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努
		めなければならないとされていることから、機構は、原則として、
		支援決定の日から3年を超えて当社の株式を保有することはでき
		ません。また、支援決定の日から3年以内に再生支援が完了した
		場合は、機構は、3年を待たずにA種優先株式又はA種優先株式
		と引換えに交付される普通株式を売却する可能性があります。
		なお、当社は、機構以外の者が、A 種優先株式のみの保有により
		当社の議決権総数の過半数を保有する状況が生じないよう、機構
		との間で、今後締結する引受契約において、機構は、機構以外の
		者が保有することとなる A 種優先株式に係る議決権の数が当社の
		議決権の総数に占める割合が 50%未満となる場合(譲渡に先立ち
		A 種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使する
		ことによる場合を含みますがこれに限られません。)に限り、A
		種優先株式の全部又は一部を譲渡することができることにつき合
		意する予定です。
		また、当社は、A種優先株式の払込期日より2年間、機構が、A種
		優先株式又は A 種優先株式と引換えに交付された普通株式の一部
		又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び
		住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社
		が当該報告内容を東証及び JASDAQ に報告すること並びに当該報
		告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構か
		ら確約書を取得する予定です。
4.	割当先の払込みに要す	機構は、機構法に基づき、政府と金融機関が預金保険機構経由等
	る財産の存在について	でそれぞれ出資することにより、主務大臣の認可を受けて設立さ
	確認した内容	れた公的な役割を担う法人であり、その事業資金は市中から政府
		保証付きで借入れを行うことにより調達されているため、払込み
		に必要な財産を有するものと判断しております。

# (2) B 種優先株式

	DU 14 - 100 - T	
1.	割当先の概要	株式会社みずほ銀行
		株式会社三菱東京 UFJ 銀行
		割当先の概要の詳細は、別紙 6-(2)をご覧下さい。
2.	割当先を選定した理由	B 種優先株式の出資の目的とする財産の内容は、割当先であるみ
		ずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行が本 DES 実行時点で当社に対して
		保有する金融債権の一部であり、これにより、当社の有利子負債
		が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能になります。また、
		当社としては、B 種優先株式の発行により、みずほ銀行及び三菱
		東京 UFJ 銀行には今後も当社をご支援いただきたいと考えており
		ます。かかる理由により、当社は上記割当先を選定いたしました。
3.	割当先の保有方針	当社と割当先との間に、B 種優先株式の保有方針に関する取り決
		めはございませんが、割当先であるみずほ銀行及び三菱東京 UFJ
		銀行に対しては中長期の保有を要請しております。
		なお、譲渡による B 種優先株式の取得については、当社取締役会
		の承認を要します。また、当社は、B 種優先株式の払込期日より
		2年間、割当先が、B 種優先株式又は B 種優先株式と引換えに交
		付された普通株式の一部又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲
		渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面
		にて報告すること、当社が当該報告内容を東証及び JASDAQ に報告
		すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意す
		ることにつき、割当先から確約書を取得する予定です。
4.	割当先の払込みに要す	B 種優先株式の発行は、DES の手法を採用するため、払込みの確実
	る財産の存在について	性については問題ないと判断しております。なお、上記のとおり、
	確認した内容	対象債権は、みずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行が本 DES 実行時点
		で当社に対して保有する金融債権の一部であります。

# (3) C 種優先株式

1.	割当先の概要	株式会社企業再生支援機構
		割当先の概要の詳細は、別紙 6-(1)をご覧下さい。
2.	割当先を選定した理由	平成 23 年 6 月 23 日に機構がみずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行以
		外の取引先金融機関の当社に対する金融債権(本事業再生計画に
		基づき債務引受により当社が当社子会社7社から引き受ける債務
		に係る債権を含みます。)の買取決定を行ったため、機構に対し
		てC種優先株式の発行を行い、当該債権の現物出資を受けること
		によって、当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図る
		ことが可能になることから、機構を割当先に選定いたしました。
3.	割当先の保有方針	機構による C 種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づいて実
		行されるものですが、機構法第33条第3項により、機構は、経済
		情勢、当社の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から3年

以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努 めなければならないとされていることから、機構は、原則として、 支援決定の日から3年を超えて当社の株式を保有することはでき ません。また、支援決定の日から3年以内に再生支援が完了した 場合は、機構は、3年を待たずにC種優先株式又はC種優先株式 と引換えに交付される普通株式を売却する可能性があります。 なお、当社は、C 種優先株式の払込期日より2年間、機構が、C 種 優先株式又は C 種優先株式と引換えに交付された普通株式の一部 又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び 住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社 が当該報告内容を東証及び JASDAQ に報告すること並びに当該報 告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構か ら確約書を取得する予定です。 4. 割当先の払込みに要す C 種優先株式の発行は、DES の手法を採用するため、払込みの確実 る財産の存在について 性については問題ないと判断しております。なお、機構は、機構 確認した内容 法に基づき、政府と金融機関が預金保険機構経由等でそれぞれ出 資することにより、主務大臣の認可を受けて設立された公的な役 割を担う法人であり、その事業資金は市中から政府保証付きで借 入れを行うことにより調達されているため、機構は、C 種優先株 式の払込みに要する財産である金融債権の買取りに必要な財産を 有するものと判断しております。

# 7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

# (1) 普通株式

募集前(平成 23 年 3 月 31 日現在)	募集後(注 1)		
荒木 恵美子	5. 25%	荒木 恵美子	5. 25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株	3. 94%	日本トラスティ・サービス信託銀行株	3. 94%
式会社		式会社	
荒木 壽一	3.80%	荒木 壽一(注2)	3. 80%
荒木 一実	3. 15%	荒木 一実(注2)	3. 15%
大阪証券金融株式会社	1. 95%	大阪証券金融株式会社	1. 95%
寺西 雅行	1. 17%	寺西 雅行	1. 17%
株式会社みずほ銀行	0.88%	株式会社みずほ銀行	0.88%
(常任代理人 資産管理サービス信託		(常任代理人 資産管理サービス信託	
銀行株式会社)		銀行株式会社)	
藤原 治	0. 71%	藤原 治	0. 71%
日本マスタートラスト信託銀行株式	0. 46%	日本マスタートラスト信託銀行株式	0. 46%
会社		会社	
安井 正治	0. 46%	安井 正治	0. 46%

- (注1)募集後の持株比率は、平成23年3月31日現在の各株主の保有する株式数に基づき記載しております。
- (注2)本事業再生計画に基づき平成23年3月31日に締結された株式贈与契約により、平成23年8月24日に予定されている本DES及び平成23年8月25日に予定されている本資金調達に係る払込みの完了を停止条件として、当社代表取締役会長兼社長である荒木壽一氏及び当社常務取締役である荒木一実氏保有の全株式が当社へ無償贈与される予定です。

# (2) A 種優先株式

募集前	募集後
該当なし	株式会社企業再生支援機構 100.00%

# (3) B 種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	株式会社みずほ銀行	51. 95%
	(常任代理人 資産管理サービス信託	
	銀行株式会社)	
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	48. 05%

# (4) C 種優先株式

募集前	募集後
該当なし	株式会社企業再生支援機構 100.00%

# (5) 本優先株式発行後及び本優先株式の普通株式への転換後における議決権の状況(見込み)

募集前(平成 23 年 3 月 31 日現在	)	募集後(注1)	本優先株式の全てが普通株 式に転換された場合(注1)
株式会社企業再生支援機構	_	68. 78%	82. 81%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	-	ı	4. 22%
荒木 恵美子	5. 26%	1. 64%	0. 44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株	3. 94%	1. 23%	0. 33%
式会社			
荒木 壽一	3. 80%	1. 19%	0. 32%
荒木 一実	3. 15%	0. 98%	0. 27%
大阪証券金融株式会社	1. 95%	0.61%	0. 16%
寺西 雅行	1. 17%	0. 37%	0.10%
株式会社みずほ銀行	0.88%	0. 28%	4. 64%
(常任代理人 資産管理サービス信託			
銀行株式会社)			
藤原治	0. 71%	0. 22%	0.06%

日本マスタートラスト信託銀行株式会 社	0. 46%	0. 14%	0.04%
安井 正治	0. 46%	0. 14%	0.04%

- (注1)募集後及び本優先株式の全てが普通株式に転換された場合の議決権の状況のうち、機構、 みずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行以外の株主については、平成23年3月31日現在の各株 主の保有する株式数に基づき記載しております。
- (注2) 本事業再生計画に基づき平成23年3月31日に締結された株式贈与契約により、平成23年8月24日に予定されている本DES及び平成23年8月25日に予定されている本資金調達に係る払込みの完了を停止条件として、当社代表取締役会長兼社長である荒木壽一氏及び当社常務取締役である荒木一実氏保有の全株式が当社へ無償贈与される予定です。

※当社は、A 種優先株式を取得する機構に対して、会社法第 124 条第 4 項に基づき、平成 23 年 8 月 31 日開催予定の当社臨時株主総会において当該株式に係る議決権を付与することを、平成 23 年 6 月 23 日開催の取締役会で決議しております。詳細は、本日別途開示しております「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 8. 今後の見通し

A 種優先株式の発行並びに B 種優先株式及び C 種優先株式の転換により、既存株式の議決権に段階的な希薄化が生じる見込みです。

なお、本 DES により、平成 23 年 8 月 24 日に当社の有利子負債が約 205 億 4 千万円減少し、本資金調達により、同月 25 日に当社は総額 90 億円の資金を調達することとなり、加えて本債権放棄により、平成 24 年 3 月 29 日に有利子負債が最大約 28 億 1 千万円減少することから、強固な収益基盤の確立と抜本的な財務体質の改善が図られるものと考えております。なお、本優先株発行により、合計で、資本金の額が約 147 億 9 千万円増加し、資本準備金の額が約 147 億 5 千万円増加する予定です。

#### 9. 企業行動規範上の手続

本優先株式発行は、希薄化率が 25%以上となること及び支配株主が異動することから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号及び JASDAQ の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条第 2 号の定めに従い、株主の意思確認手続として、平成 23 年 6 月 21 日開催の定時株主総会において特別決議による承認を得ております。

# 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

# (1) 最近3年間の業績(連結)

	平成 21 年 3 月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	297, 422 百万円	122, 186 百万円	98, 124 百万円
営業利益	4, 387 百万円	△5,004 百万円	2,804 百万円
経常利益	△1,436 百万円	△5,637 百万円	1, 756 百万円
当期純利益	△17,056 百万円	△15, 415 百万円	△9,829 百万円
1株当たり当期純利益	△250. 55 円	△226. 45 円	△144.38 百万円
1株当たり配当額	0円	0円	0 百万円
1株当たり純資産額	247. 99 円	58. 18 円	△103.00 百万円

# (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成23年3月31日現在)

	株式数	発行済株式に対する比率
発行済株式数	68, 101, 592 株	100%

※平成23年3月31日時点において、潜在株式はありません。

# (3) 最近の株価の状況

# ① 最近3年間の状況

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始値	312 円	66 円	84 円
高値	404 円	123 円	182 円
安値	57円	50 円	61 円
終値	66 円	85 円	105 円

[※]当社株式の主要市場である JASDAQ におけるものであります。

# ② 最近6ヶ月間の状況

40.22 © 7711F1 07 1000							
	平成 22 年 12 月	平成 23 年 1 月	2月	3月	4 月	5月	
始値	92 円	122 円	147 円	135 円	130 円	105 円	
高値	126 円	182 円	159 円	153 円	144 円	110円	
安値	88 円	116円	125 円	61 円	95 円	97 円	
終値	120 円	146 円	132 円	105円	104円	99 円	

[※]当社株式の主要市場である JASDAQ におけるものであります。

# ③ 発行決議日前営業日株価

	平成 23 年 6 月 22 日
始值	82 円
高値	94 円
安値	82 円
終値	86 円

[※] 当社株式の主要市場である JASDAQ におけるものであります。

# (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

# 11. 発行要項

別紙 11-(1)、11-(2) 及び 11-(3) をご参照下さい。

以 上

別紙 6-(1) A 種優先株式及び C 種優先株式の割当先の概要

<b>万川市以 U</b> —	(1) 片性変え	心体式及い	6 俚愛尤休式の剖ヨ尤の	以女				
(1)	名	称	株式会社企業再生支援	株式会社企業再生支援機構				
(2)	所 在	地	東京都千代田区大手町	東京都千代田区大手町一丁目6番1号				
(3)	代表者の役	職・氏名	代表取締役社長 西	澤 宏繁				
(4)	事 業	内 容	事業再生の支援					
(5)	資 本	金	20,130百万円(平成2	2 年 12 月末現在)				
(6)	設 立 年	月日	平成 21 年 10 月 14 日					
(7)	発 行 済	株 式 数	330,566 株(平成22年	12月末現在)				
(8)	決 算	期	3月31日					
(9)	従 業	員 数	153 名(平成 22 年 12 )	月末現在)				
(10)	主 要 取	引 先	該当事項はありません	0				
(11)	大株主及び	[、] 持株比率	預金保険機構		97. 52%			
(11)	(平成 22 年 12 月末現在)							
(12)	当 社 と	の関係						
	資 本	関 係	該当事項はありません	該当事項はありません。				
	人 的	関 係	該当事項はありません	該当事項はありません。				
	取引	関 係	該当事項はありません	0				
	関連当事	者への	該当事項はありません	0				
	該当	状 況						
(13)	最近3年間	の経営成績	及び財政状態					
		決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期			
純	資	産			20, 242			
総	資	産			475, 941			
1 株	当たり純資	産(円)			50, 280. 72			
売	上	高			2, 071			
営	業	利 益			515			
経	常	利 益			365			
当	期 純	利 益			113			
1株	当たり当期純	利益(円)			341. 89			
1 株	当たり配当	金 (円)			-			

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

※なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出しています。

以上

別紙 6-(2) B 種優先株式の割当先の概要

(平成 22 年 9 月 30 日現在)

					(十月	以 22 年 9 月 30 日現在)
(1)	名		称	株式会社みずほ銀行		
(2)	所	在	地	東京都千代田区内幸町	一丁目1番5号	
(3)	代表者の	役職・日	氏名	取締役頭取 西堀	利	
(4)	事 業	内	容	銀行業		
(5)	資	本	金	700,000 百万円		
(6)	設立	年 月	日	明治 30 年 6 月 7 日		
(7)	発 行 済	株式	数	6, 396, 804 株		
(8)	決	算	期	3月31日		
(9)	従 業	員	数	(連結) 28,823名		
(10)	主要	取引	先	一般個人及び法人		
(11)	大株主及	び持株と	比率	株式会社みずほフィナ	ンシャルグループ	100.00%
(12)	当 社 と	の関	係			
	資 本	関	係	当社の普通株式を 0.88	3%保有しております。	
	人 的	関	係	該当事項はありません	0	
	取 引	関	係	当社に対して 12,209	百万円の融資を行って	おります。(平成 22
				年 12 月 31 日現在)		
	関連当	事者へ	の			
	該当	状	況	該当事項はありません	0	
(13)	最近3年	間の連結	経営	成績及び連結財政状態		
		決	算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連	結 純	資	産	2, 370, 250	1, 668, 372	2, 036, 642
連	結 総	資	産	69, 698, 828	71, 218, 959	72, 838, 895
1株	当たり連結約	純資産(	円)	263, 525. 25	118, 072. 45	199, 590. 04
連	結 経	常収	益	1, 564, 920	1, 327, 168	1, 214, 751
連	結 経	常利	益	288, 355	△259, 620	45, 831
連	结 当 期	純 利	益	230, 125	△356, 777	55, 714
1 株 当	もたり連結当:	期純利益	(円)	49, 246. 00	△80, 250. 45	11, 032. 09
				普通株式 37,010	普通株式	普通株式
				第四回第四種優先株式 47,600	第四回第四種優先株式 -	第四回第四種優先株式 47,600
1 株	当たり配	当金()	円)	第五回第五種優先株式	- 第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式
				42,000 第十回第十三種優先株式	- 第十回第十三種優先株式	42,000 第十回第十三種優先株式
				16, 000	_	-

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(平成 22 年 9 月 30 日現在)

				(平方	文 22 年 9 月 30 日現在)			
(1)	名	称	株式会社三菱東京 UFJ	銀行				
(2)	所 在	地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号					
(3)	代表者の役職	・氏名	頭取 永易 克典	頭取 永易 克典				
(4)	事 業 内	容	銀行業					
(5)	資 本	金	1, 711, 958 百万円					
(6)	設立年	月日	大正8年8月15日					
(7)	発 行 済 株	式 数	12, 707, 738, 122 株					
(8)	決 算	期	3月31日					
(9)	従 業 員	数	(連結) 56,223名					
(10)	主要取	引先	一般個人及び法人					
(11)	大株主及び持棒	朱比率	株式会社三菱 UFJ フィ	ナンシャル・グループ	98. 41%			
(12)	当社との	関係						
	資 本 関	係	当社の普通株式を 0.29	%保有しております。				
	人 的 関	係	該当事項はありません。	0				
	取 引 関	係	当社に対して 10,979	百万円の融資を行って	おります。(平成 22			
			年 12 月 31 日現在)					
関連当事者への			   数火束項件をリナル/	該当事項はありません。				
	該 当 状	況	該日争項はめりません。					
(13)	最近3年間の連	[結経営]	成績及び連結財政状態					
		決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期			
連	結 純 資	産	7, 985, 225	6, 857, 089	9, 300, 572			
連	結 総 資	産	155, 801, 981	160, 826, 160	165, 095, 177			
1株	当たり連結純資産	(円)	587. 12	451. 70	574. 78			
連	結 経 常 」	仅 益	5, 083, 631	4, 240, 043	3, 515, 787			
連	結 経 常 🤻	利 益	794, 409	△103, 819	458, 286			
連	結 当 期 純	利益	591, 452	△213, 962	362, 886			
1 株当	当たり連結当期純利	益(円)	56. 93	△21.86	30. 16			
			普通株式 46.45	普通株式 5.45	普通株式 17.13			
			第一回第二種優先株式 60.00	第一回第二種優先株式 60.00	第一回第二種優先株式 60.00			
1 株	当たり配当金	(円)	第一回第三種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式			
			15.90 第一回第六種優先株式	210.90 第一回第七種優先株式	210.90 第一回第七種優先株式			
			80. 68	43.00	115. 00			

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

以上

# A 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社アーク A 種優先株式(以下、「A 種優先株式」という。)

2. 募集株式の数

150,000,000 株

3. 払込金額

1株につき金60円(総額金9,000,000,000円)

4. 増加する資本金の額

1株につき金30円(総額金4,500,000,000円)

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金30円(総額金4,500,000,000円)

6. 募集方法

第三者割当の方法により、株式会社企業再生支援機構にA種優先株式の全株式を割り当てる。

7. 申込期日

平成 23 年 8 月 25 日

8. 払込期日

平成 23 年 8 月 25 日

- 9. A 種優先期末配当金
  - (1) A 種優先期末配当金

当社は、定款第32条に定める剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)、B種優先株式を有する株主(以下、「B種優先株式を有する株主(以下、「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下、「B種優先登録株式質権者」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下、「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下、「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下、「C種優先登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「A種優先配当年率」

という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下、「A 種優先期末配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるA種優先中間配当金又は第11項に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

#### (2) A 種優先配当年率

A 種優先配当年率=日本円 TIBOR (12 ヶ月物) +0.5%

なお、A 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下、「A 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円 TIBOR(12 ヶ月物)が公表されていない場合は、A 種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日)において、ロンドン時間午前 11 時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR12 ヶ月物(360 日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円 TIBOR(12 ヶ月物)に代えて用いるものとする。

# (3) 非累積条項

ある事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が A 種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### (4) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口若しくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口若しくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

# 10. A 種優先中間配当金

当社は、定款第33条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

#### 11. A 種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又はC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主

又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者及び C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、当該基準日が属する事業年度に係る A 種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して得られる額(円未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下、「A 種優先臨時配当金」という。)を金銭により配当する。ただし、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係る A 種優先中間配当金又は先行する A 種優先臨時配当金がある場合には、かかる A 種優先中間配当金及び A 種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

#### 12. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者及び C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過A 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

### (2) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 経過 A 種優先配当金相当額

A 種優先株式 1 株当たりの経過 A 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に A 種優先期末配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して A 種優先中間配当金又は A 種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 13. 議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A 種優先株式の1単元の株式数は、100 株とする。

# 14. 普通株式を対価とする取得請求権

# (1) 取得請求権

A 種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有する A 種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A 種優先株主がかかる取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

# (2) 取得を請求することができる期間

A 種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)から A 種優先株式の払込期日の11年後の応当日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A 種優先株式の取得と引換えに、A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式数に A 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式 無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)及び(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初15円とする。

- (5) 取得価額の調整
  - (a) A 種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
    - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

 調整後
 調整前
 併合前発行済普通株式数

 取得価額
 ×
 併合後発行済普通株式数

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当

社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式の

新たに発行する × 1 株 当 た り の 普 通 株 式 の 数 払 込 金 額

数-当社が保有する + -

普通株式の数)

調整後調整前 取得価額 = 取得価額 1株当たりの時価

(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)

+新たに発行する普通株式の数

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新 株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る 価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株 予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る 基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当 日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され 又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において 「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新 株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額 を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生 ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用す る。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に 対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権 には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社は A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
  - ① 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調

整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

#### (6) 合理的な措置

上記(4)ないし(5)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(7) 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部

(8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

# 15. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有する A 種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる(以下、「金銭対価取得請求」という。)。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、A 種優先株主が当該金銭対価取得請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下、「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(3)に定める財産を当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下、「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第 461 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、当社株式に対してなされた剰余金の配当、及び本項に基づき金銭対価取得請求が行われた A 種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべき A 種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

#### (2) 取得を請求することができる期間

A 種優先株式の払込期日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)から A 種優先株式の払込期日の11年後の応当日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A 種優先株式の取得と引換えに、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過 A 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(3)においては、第 12 項(3)に定める経過 A 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過 A 種優先配当金相当額を計算する。

(4) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

第14項(7)及び(8)の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

#### 16. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。以下、「一斉転換日」という。)が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。この場合、当社は、かかる A種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A種優先株式の数に A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(2)に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式を A種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### (2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、第 14 項(4)に定める金額と同額とする。ただし、一斉取得価額は第 14 項(5)及び(6)に準じて調整される。

#### 17. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

# 18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

以上

# B 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社アークB種優先株式(以下、「B種優先株式」という。)

2. 募集株式の数

23,704,319株

3. 払込金額

1株につき金435円(総額金10,311,378,765円)

4. 増加する資本金の額

1株につき金218円(総額金5,167,541,542円)

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金217円(総額金5,143,837,223円)

6. 募集方法

第三者割当の方法により、以下の者に B 種優先株式を割り当てる。

株式会社みずほ銀行 12,315,391 株 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 11,388,928 株

7. 現物出資財産の内容

現物出資財産の内容は、以下の財産とする。

株式会社みずほ銀行が当社に対して有する金融債権 金5,357,195,085 円 株式会社三菱東京 UFJ 銀行が当社に対して有する金融債権 金4,954,183,680 円

8. 申込期日

平成 23 年 8 月 23 日

9. 払込期日

平成 23 年 8 月 24 日

10. 剰余金の配当

B 種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名

簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主(以下、「B 種優先株主」という。) 又は B 種優先株式の登録株式質権者(以下、「B 種優先登録株式質権者」という。) に対し、B 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

#### 11. 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

# 12. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

# 13. 議決権

B 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B 種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

#### 14. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 15. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権

B 種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有する B 種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B 種優先株主がかかる取得の請求をした B 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該 B 種優先株主に対して交付するものとする。

#### (2) 取得を請求することができる期間

B 種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。ただし、本要項第16項に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

#### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B 種優先株式の取得と引換えに、B 種優先株主が取得の請求をした B 種優先株式数に B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式

無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)及び(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

- (5) 取得価額の調整
  - (a) B 種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
    - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

 調整後
 調整前
 分割前発行済普通株式数

 取得価額
 ×
 分割後発行済普通株式数

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

 調整後
 調整前

 取得価額
 取得価額

併合前発行済普通株式数
併合後発行済普通株式数

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式の

新たに発行する 1 株 当 た り の 普 通 株 式 の 数 × 払 込 金 額

数-当社が保有する+-

1株当たりの時価

調 整 後 調 整 前 取得価額 ⁼ 取得価額 普通株式の数)

(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新 株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る 価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株 予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る 基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当 日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され 又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において 「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新 株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額 を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生 ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用す る。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に 対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権 には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社は B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
  - ① 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の 数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調 整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差

額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

#### (6) 合理的な措置

上記(4) ないし(5) に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(7) 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部

(8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

#### 16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、B 種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「B 種優先株式取得日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、B 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる B 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を B 種優先株主に対して交付するものとする。なお、B 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B 種優先株式の取得と引換えに、B 種優先株式1株につき、B 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

# 17. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B 種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「B 種優先株式一斉転換日」という。)が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる B 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる B 種優先株式の数に B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、一斉転換日における取得価額(第15項(5)に準じて調整される。)で除して得られる数の普通株式を B 種優先株主に対して交付するものとする。B 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

### 18. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

# (2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

# 19. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

# 20. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

以上

# C種優先株式発行要項

# 1. 募集株式の種類

株式会社アークC種優先株式(以下、「C種優先株式」という。)

# 2. 募集株式の数

23,518,613 株

# 3. 払込金額

1株につき金435円(総額金10,230,596,655円)

# 4. 増加する資本金の額

1株につき金218円(総額金5,127,057,634円)

# 5. 増加する資本準備金の額

1株につき金217円(総額金5,103,539,021円)

#### 6. 募集方法

第三者割当の方法により、株式会社企業再生支援機構にC種優先株式の全株式を割り当てる。

# 7. 現物出資財産の内容

現物出資財産の内容は、以下の財産とする。

株式会社企業再生支援機構が当社に対して有する金融債権 金 10,230,596,655円

#### 8. 申込期日

平成 23 年 8 月 23 日

#### 9. 払込期日

平成 23 年 8 月 24 日

# 10. 剰余金の配当

C 種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種優先株式を有する株主(以下、「C 種優先株主」という。)又は C 種優先株式の登録株式質権者(以下、「C 種優先登録株式質権者」という。)に対し、C 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

#### 11. 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

#### 12. 残余財産の分配

# (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 13. 議決権

C 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。C 種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

# 14. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 15. 普通株式を対価とする取得請求権

# (1) 取得請求権

C種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有する C 種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、C 種優先株主がかかる取得の請求をした C 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該 C 種優先株主に対して交付するものとする。

### (2) 取得を請求することができる期間

C 種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。ただし、本要項第16項に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るC種優先株式取得日を定めた場合、当社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式取得日を通知又は公告した日からC種優先株式取得日までの間、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

#### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C 種優先株式の取得と引換えに、C 種優先株主が取得の請求をした C 種優先株式数に C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式 無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)及び(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

- (5) 取得価額の調整
  - (a) C 種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
    - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

 調整
 調整前
 分割前発行済普通株式数

 取得価額
 ×
 一

 分割後発行済普通株式数
 分割後発行済普通株式数

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

 調整後
 調整前
 併合前発行済普通株式数

 取得価額
 X
 併合後発行済普通株式数

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式の

新たに発行する 1 株 当 た り の 普 通 株 式 の 数 × 払 込 金 額

数-当社が保有する + -

調 整 後 調 整 前 取得価額 = 取得価額 × 普通株式の数) 1株当たりの時価

(発行済普通株式の数ー当社が保有する普通株式の数)

+新たに発行する普通株式の数

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新 株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る 価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株 予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る 基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当 日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され 又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において 「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新 株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額 を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生 ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用す る。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に 対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権 には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社は C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
  - ① 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差

額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

#### (6) 合理的な措置

上記(4)ないし(5)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(7) 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部

(8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

#### 16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、C 種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「C 種優先株式取得日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、C 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる C 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を C 種優先株主に対して交付するものとする。なお、C 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C 種優先株式の取得と引換えに、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

# 17. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C 種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「C 種優先株式一斉転換日」という。)が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、C 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる C 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる C 種優先株式の数に C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、C 種優先株式一斉転換日における取得価額(第15 項(5)に準じて調整される。)で除して得られる数の普通株式を C 種優先株主に対して交付するものとする。C 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

### 18. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

# (2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

# 19. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

# 20. 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

以上